

地域雇用対策について

雇用創出の基金による事業は、平成20年10月に制度が創設されて以降、特に厳しい北海道及び北東北地域の雇用失業情勢の中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するとともに、各地域の実情や創意工夫に基づく雇用の受け皿づくりに必要不可欠な事業として実施されてきたものであり、東日本大震災以降は、震災の影響等で失業された方々の雇用機会の創出に重大な役割を果たしてきました。

地域の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、東日本大震災の影響等もあり依然として厳しく、欧州政府債務危機や円高、さらには、電力供給の制約等の影響により景気の先行きも不透明な状況が続いており、今後の見通しは引き続き予断を許さない状況にあります。

このため、震災からの復旧・復興状況や地域の雇用情勢を踏まえた雇用対策を実施する必要があることから、引き続き国の支援措置を強く求めます。

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業については、震災等緊急雇用対応事業及び雇用復興推進事業を除き、平成24年度で終了することとされているが、雇用情勢が厳しい中、景気の下押しが懸念されることを踏まえて、国において、平成25年度以降も継続実施し、それに伴う追加交付を行うとともに、地方の創意工夫が活きる新たな制度を創設すること。
- 2 震災等緊急雇用対応事業及び事業復興型雇用創出事業については、震災からの復旧・復興状況や地域の雇用情勢を踏まえ、事業期間の延長や対象者の要件緩和を図ること。